

自転車乗車用ヘルメット購入費助成金（案）

令和5年4月1日より施行された改正道路交通法により、全ての自転車利用者に対して自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。市では、自転車乗車時のヘルメット着用を促進し、事故等の被害軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を助成します。

1 助成対象者（1）から（4）すべて該当している方

- （1）市内に住所を有している（住民登録している）方
- （2）自ら又は同一の世帯に属する者が自転車乗車用ヘルメットを購入していること
- （3）市税を滞納していない方
- （4）暴力団員でない方

2 対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、市が認める安全基準を満たしている認証があるもの。

＜安全基準＞	
SGマーク（一般財団法人製品安全協会の認証）	
JCFマーク（（公財）日本自転車競技連盟の認証）	
CEマーク（欧州連合の欧州委員会の認証）	
GSマーク（ドイツ製品安全法の認証）	
CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会の認証）	

3 助成金額

ヘルメット購入費用の2分の1（100円未満切捨て）で、2,000円を上限として助成します。

助成は、1人につきヘルメット1個、1回限りです。

※予算の範囲内での助成のため、予算がなくなり次第受付終了となります。

※受付期間については、現在調整中の県補助金が整い次第調整。

4 助成金申請及び必要書類

次の書類を市民活動推進課の窓口または郵送で提出（支所、出張所での受付不可）

- （1）助成金交付申請書兼請求書
- （2）申請者本人の確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等）
- （3）領収書の写し（購入日・購入費用・購入店名・商品名の記載のあるもの）
- （4）安全認証が確認できるもの（保証書・取扱説明書・カタログ等）
- （5）助成金の振込先口座（申請者名義のもの）が確認できる通帳、キャッシュカードの写し、WEB通帳の印刷物